

議案第 56 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 6 条第 1 項第 1 号中「、保育士（）」を「又は保育士（）」に改め、「又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を削り、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第 2 項前段中「おいて」を「おいて、」に、「には、」を「には」に改め、「。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「基準省令」という。）第 5 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為を

いう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第74条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項前段中「おいて」を「おいて、」に、「には、」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第24条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第28条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第57条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第72条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第74条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「おいて」を「おいて、」に、「には、」を「には」に改め、「機能訓練担当職員を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医

療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第74条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第82条の3第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第82条の9中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第90条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第91条第1項中「第6条第1項、第2項及び第4項」を「第6条第1項から第3項まで及び第5項」に、「第7条、」を「第7条（第3項及び第6項を除く。）」に、「第74条第1項、第2項及び第4項」を「第74条第1項から第3項まで及び第5項」に、「「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項」を「同条第3項及び第5項」に、「、同条第2

項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項」を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第6条第5項及び第74条第5項」を「第6条第6項及び第74条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第46条第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第5項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 4 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第6条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又

は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

5 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条の2（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第42条第2項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

8 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第45条第3項（新条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

9 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第11項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第74条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

11 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第74条第7項の規

定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定児童発達支援事業所等において医療的ケアを必要とする障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。